

もそう、強い地域もそう、ぜひお願いをして、私の質問を閉じさせていただきます。

議 長 以上で、5番議員、山崎正弘君の一般質問を終わります。
ここで、昼食休憩といたします。
再開は13時30分です。

(12時25分 休憩)

(13時30分 再開)

議 長 休憩を解いて再開いたします。
引き続き、通告4番、8番議員、鈴木磯美君。

8 番 通告4番、8番議員、鈴木磯美です。
通告に従い、質問をいたします。

現在、日本では新型コロナウイルスの第3波が到来しているようで、冬が近づき寒い地方から順に感染者数が増えており、まだまだ終息が見えない状況であります。また、インフルエンザと同時流行が懸念されており、新型コロナウイルス感染症が発症以来、医療の最前線で御苦労されている医療従事者、関係者の方に、本当に感謝し御礼申し上げたいと思います。本町において、初期の段階に陽性患者さんが発症され、また最近、数名の発症者がありましたが、感染拡大には至っておりません。初心に戻り、マスクの着用・手洗い・3密の防止等を徹底し、引き続き、町民の皆様の適切な対応をお願いし、コロナを移さない、コロナに移らないを心がけたいと思います。

そのような中、正式には、一般財団法人「あしがら勤労者いこいの村」という名称ですが、ここでは通称の「いこいの村あしがら」を使用させていただきます。9月30日付の神奈川新聞に、経営状況が急速に悪化しているとして、民間企業への譲渡を視野に検討を進めていると掲載され、地元住民や町民のみならず、近隣市町の方も、非常に関心が高く、以下のことを伺います。

1、町としては唯一の宿泊施設でもあり、観光集客にとっても大切な施設だと思います。「いこいの村あしがら」の今後について、町としての考えと現在の対応は。

2、昨年11月に正式に締結された災害時応援協定について、今回の事態を受け、今後の対応と町でしている避難所の見直しの考えは。

大きな2つ目として、ハザードマップ見直し作業は進んでいると聞いているが、現在の進捗状況を含め、以下のことを伺います。

1、神奈川県における川音川の被害想定は既に見直されておりますが、本町における周知等の進捗状況は。

2、現在、県において急傾斜地調査が進められているが、新たにレッドゾーン指定により町民に対する対応をどのように考えているか。

3、上大井小学校南棟2階を洪水時指定避難場所に指定すると聞いているが、洪水時のため屋上に備蓄倉庫を設置する考えは。

大きな3つ目として、近年、各種スポーツ団体の活動が減少している中、活性化を図るため以下のことを伺います。

1、現在の湘光中学校ナイター照明の利用状況は。

2、老朽化したナイター照明設備の改修をする計画はあるか。

3、山田総合グラウンドにナイター照明を整備する考えは。

以上、登壇での質問といたします。御答弁よろしく申し上げます。

町長 鈴木磯美議員から大きく3点の御質問をいただいておりますので、順次、回答させていただきます。なお、3点目の質問については、教育長に答弁させますので御了承ください。

まず、大きな1点目「いこいの村あしがら」の今後について、1つ目の「町としての考えと現在の対応は。」について回答いたします。

一般財団法人「あしがら勤労者いこいの村」が運営する、本町唯一の宿泊施設である「いこいの村あしがら」が、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営状況が悪化し、運営が非常に厳しい状況に陥っていることにつきましては、9月30日付の神奈川新聞にて報道がされ、10月2日に開催された議会全員協議会の中でも報告させていただいたところであります。

経営状況の悪化は、平成30年度が2万4,159人、令和元年は2万1,858人と宿泊者数が減少状況にあった中、さらに新型コロナウイルスの影響により、令和2年度は9月末までの上半期で2,364人、前年度比マイナス81.8%という状況まで落ち込み、緊急事態宣言を踏まえた休業から営業を再開し、GOTOトラベルキャンペーンによる集客はあったものの、収入の中心である団体客の宿泊利用、日帰り宴会等の利用が激減しており、経営状況が急速に悪化した状況で

あります。

当面の対応として、宿泊の予約が入っていない日は休館し、経費節減を図ってきたところですが、それでも毎月1,000万円程度の赤字が続いていたため、負債を抱える前に対応策を講じる必要があると判断し、12月以降の宿泊予約は受け付けていない状況でありました。

このような状況下、去る11月26日に一般財団法人「あしがら勤労者いこいの村」の理事会及び評議員会が開催され、財務状況の現状について報告がされ、今後の対応について審議がされたところでありました。

財務状況としては、手元資金から判断すると非常に厳しい状況にあり、法人の解散、清算を行わざるを得ないところまできており、理事会及び評議員会でも解散はやむを得ないと判断がされたこととあります。

あわせて、「いこいの村あしがら」の存続を前提として、一般財団法人「あしがら勤労者いこいの村」と土地の所有者である神奈川県、そして地元大井町が連携し、民間譲渡に向け調整を進めることで合意がされました。

解散・清算の時期については、状況を見た中で、改めて判断するとし、法人としては12月いっぱいまで従業員を整理し、1月以降は、必要最小限の従業員を残し、施設管理と解散に向けた業務を進めることとなりますが、民間譲渡に向けた調整と併せ、譲渡までの間の財源の確保や、民有地の取扱いなど、課題点も多くあると認識しております。

「いこいの村あしがら」は、足柄上地区においても、そして本町にとっても、町民の憩いの場として、観光拠点としてのにぎわいの場として、さらには、災害時の避難場所としても位置づけており、大変重要な宿泊施設であります。

本町といたしましては、地域活性化に大きな影響を及ぼす本課題に対し、しっかりと対策を講じていく必要があると判断し、副町長を座長とする「いこいの村あしがら対策会議」を設置し、対策の検討を進めるとともに、神奈川県との連携を密にし、施設の存続を第一に、引き続き、民間譲渡に向けて調整を進めていく覚悟であります。

現時点においては不透明な点も多い状況ではありますが、進展がありましたら、改めて報告させていただきますので、御理解賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、2点目の「避難所としての今後の対応と避難所全体の見直しについて」お答えいたします。

議員御承知のとおり、「いこいの村あしがら」とは、令和元年11月29日付で協定書を取り交わし、現時点では柳地区、高尾地区、赤田地区の指定避難所に位置づけられております。「いこいの村あしがら」については、今後の動向が不透明なところもあるわけですが、仮に別の場所に避難所を変更するという対応を取る必要が生じたといいたしましても、避難所が変更となることの周知期間が必要であり、せめて、その期間においては避難所として施設を使用させていただくことを要請する必要があると考えております。

また、相和地区において、柳地区、高尾地区、赤田地区の方々の避難先を「いこいの村あしがら」以外に求めた場合、広さやハザードの位置状況などから、相和小学校以外には適当な施設が見当たらず、「いこいの村あしがら」を避難所として使用できなくなった場合は、相和小学校を避難所とする公算が高いと思われまます。また、民間譲渡も視野に入れておりますので、そうなった場合なども想定した中で、避難の在り方を検証する必要があると思っております。

いずれにいたしましても、「いこいの村あしがら」の今後の動向次第で、相和地区の避難所対応も大きく変わってまいりますので、状況を見極めた上で早めの対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、大きな項目2つ目の「ハザードマップの見直しについて」、細かく3つの質問をいただいておりますので、順次、お答えいたします。

初めに、ハザードマップ見直しの進捗状況についてお答えいたします。

議員の御質問にもあるとおり、川音川の洪水浸水想定区域は平成30年7月27日に県が告示しており、その区域図は神奈川県ホームページで確認することができ、町のホームページとリンクさせているところでございます。

本町のハザードマップは、どうすれば各家庭で活用してもらえるか、配布した方がいいがタンスの肥やしになってしまうようなものでは意味がないという観点から、町内全域における土砂災害と洪水のハザード情報を一括で確認できるものとして、常に掲示しておけるポスター版にまとめたものとなっております。そういった経緯から、次のハザードマップの更新は、現在、県が実施している土砂災害特別警戒区域の指定を待って、川音川洪水浸水想定区域も含めたマッ

プの作成を予定しているところです。具体的なハザードマップ更新の時期については、県による土砂災害特別警戒区域の告示が令和3年7月頃の予定であると聞いておりますので、予定どおり告示がなされれば、令和3年度中に新たなハザードマップを完成できるのではないかと考えております。

次に、2つ目の「レッドゾーン指定による町民対応」についてお答えします。

この、レッドゾーンというのは、土砂災害防止法で定められた土砂災害警戒区域、俗に言うイエローゾーンのうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい被害が生じる恐れがあると認められる区域となっており、レッドゾーンを指定されると特定開発行為に対する許可制が必要となり、建築物の構造規制が必要となったり、建築物の移転等の勧告を受けたりするようなことが生じてまいります。これは県が担当として許可や規制、勧告を行うものとなります。そもそも、このレッドやイエローの指定は、住民の皆様への危険の周知や警戒避難体制の整備を図るなどのソフト対策を充実させることを目的として指定するものであることから、まずは、その危険性を町民に周知することが大事であると考えております。周知に当たっては、県による対応もさることながら、町としても広報などを通じて広く周知してまいりたいと考えております。特に、このレッドゾーンの指定を受けた斜面の周辺にお住まいの町民に対しては、避難に対する考え方をきちんと理解してもらう必要があることから、周知を徹底してまいりたいと考えております。

次に、3つ目の「上大井小学校校舎屋上に備蓄倉庫を設置する考え」についてお答えいたします。

上大井小学校の南棟2階については、今後、大井高校体育館2階外周通路と同様の、いわゆる逃げ遅れ対策としての洪水時避難施設として使用していく予定であります。特に、上大井小学校から南側の地域については、3メートル未満の浸水想定区域となっており、避難の方向は北側となっていることから、その中に洪水時避難施設があれば、逃げ遅れなどで避難所までたどり着けなくても一時的に避難することができるわけでございます。したがって、ほかの避難所とは用途が違う位置づけとなることから、基本的には備蓄倉庫の設置は考えておりません。

以上、私の答弁とさせていただきます。

教 育 長 それでは、引き続き私から大きな項目の3つ目の「スポーツ施設におけるナイター照明設備について」の御質問にお答えさせていただきます。

御存じのとおり、ナイター照明設備は、湘光中学校のグラウンド及びテニスコートに設置しており、学校施設ではありますが、社会教育振興の一環として、町内在住在勤の方に開放している施設となります。

1点目の「湘光中学校ナイター照明施設開放の利用状況は。」との御質問ですが、令和元年度の実績ですが、約10か月間開放し、グラウンドは33日延べ449人、テニスコートは25日延べ467人の利用がありました。平成30年度は約8か月間開放し、グラウンドは32日延べ438人、テニスコートは15日延べ295人、平成29年度は約8か月間の開放で、グラウンドは23日延べ333人、テニスコートは4日延べ14人の方が利用しました。このようにグラウンドの利用状況は、ここ数年、ほぼ同数の利用日数でした。テニスコートについては増加しております。

また、令和元年度の2月より規則改正を行い、従来は12月から3月までを閉鎖期間としていましたが、それを無くし、年間で利用できるよう改正いたしました。

なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4月から7月までの4か月間を閉鎖、8月から再開いたしましたが、10月からはグラウンド改修工事が行われているため、2か月間の実施でございますが、グラウンドは4件36人、テニスコートは利用がありませんでした。

2点目の「老朽化したナイター照明設備を改修する計画はあるか。」との御質問ですが、ナイター照明設備は昭和54年に設置され、平成元年度に一度改修工事を行いましたが、そこから30年以上経過しており、断線などによる不点灯や架台の老朽化などが進んでいることから、改修の必要性は十分に認識しており、近々には行いたいと考えておりますが、財源確保など総合的な見地から判断して整備を進めていきたいと考えます。

3点目の「山田総合グラウンドにナイター照明設備を整備する考えは。」との御質問ですが、こちらは、2点目の御質問の内容にある、湘光中学校ナイター照明の改修を考慮しつつ、利用者のニーズや費用対効果、さらには2点目でも申し上げましたが、財源確保など総合的な見地から判断して整備について考

えていきたいと思います。

私からの答弁は以上でございます。

8 番 御答弁いただきましたので、順に再質問をさせていただきます。

質問する前にちょっと確認事項を何点かあるのですが、まず「いこいの村あしがら」、これ先ほど説明ありましたように昭和61年4月1日開設で、もう35年経過している。その当時、町として出捐金、身に覚えがあるこの言葉なのでよく内容は承知しているのですが、出捐金として町も一部関わっている。それと、その関係でその役員、先ほど町長答弁で11月26日ついでこの間、評議員会・理事会があったということですが、充て職なのですかね、これは町長と議長とそれから監査に会計室長、これはまだ手元には令和元年8月1日現在の名簿しか残っていないのですが、その後、改正になったかどうか分かりませんが、これが今就任というか、出捐金とその構成に評議員、兩名とも評議員と監査が入っているかどうか、ちょっと確認させてください。

企画財政課長 まず、私のほうからは出捐金についてお答えさせていただきます。

議員お見込みのとおり、昭和60年7月19日、法人設立の際に出捐金としまして神奈川県が400万円、大井町と神奈川県労働者福祉対策協議会がそれぞれ300万円を拠出しております。

副 町 長 役員のほうですけれども、評議員に町長と議長が入っております。それから、監事としてうちの会計室長が就任しております。

8 番 そこは確認事項として今しましたけれども、それであれば、ある程度の運営には何らかの言葉が発せられるというふうに解釈します。この、いこいの村の定款によりますと、会計年度の終わった3か月以内に評議員会を開きなさいというふうに12条のほうに書いてあります。今年度は開催されておりますか。

副 町 長 御承知のように、コロナの関係がございまして、緊急事態宣言が発せられました。例年ですと5月に評議員会・理事会という形になるのですが、それが実施できませんでした。ただ、会計監査のほうは監事のほうでそれは見ております。

8 番 評議員会が開催されなかったということで、経過的なものをこの前9月30日付でさっきありましたけれども、9月30日の新聞発表で驚いて、10月2日の全協で町長からも御説明があったのですが、その間には今回の経営状況について

うかその辺のところの説明はなかったという解釈でよろしいでしょうか。

町長 経営状況については、今回に限らず、あまりいい状況ではなかったのは十分承知しております。そうした中でこのコロナの影響を受けまして、何月だったかな、ちょっと、7月、8月。いこいの村の理事長さんのほうから、いや、大変営業状況厳しいですというお話に町にきてくださりまして、一応事情を聞いて、本当にこれは大変だなっていう思いでございました。ですので、その後の経過まで言っちゃってあれでしたけども、そういった話のあった中で、ちょっと書いてきたのですが、新聞報道の前々日か何かだったのかな、ちょっと詳しくはあれなのですが、8月下旬に打診がありまして。

9月の29日、県議会、これ9月29日に県議会で報告があったのですか。その以前に14日の日に、その報告というか状況説明がありまして、仕方ないことだになっていうのを思っている矢先に、新聞報道が先に出てしまったといった状況であります。それで私が、こういう重要なことをいきなり出ちゃうのもどうかなっていうことを申し上げまして、評議会まで理事会も一切開かれていない中で、町も承知はしていたけれども、まさかすぐに報道されるとは想定してなかったと驚いた時点で、真相を議会のほうに慌てて報告した流れです。簡単に言うとそういうことです。

8 番 町長も驚かれたということで、そういう先ほどの定款15条では3か月以内に評議員会開きなさいよってうたっているながら、それともっと重要なのは、第5条で基本財産、財産とこれ今民間譲渡にしても何にしても動かす場合には、理事会・評議員会の決定を得ていろいろなことをするっていうことで要項が定款に書いてあるわけですよ。それを今、町長も驚かれたということなのですが、これも9月30日に出て10月2日に全協で説明がありましたけども、そういったことをしますよっていうのは、1日、2日前にはあったのでしょうか、ちょっとこの財団がやっている仕事としては、町も関与しているとはいえ順番が逆じゃないのかなと、非常に町長も意見としては遺憾に思うっていうのは形であら、県との体面のところもあるので大きな言葉は使えないと思うのですが、ちょっと順番が違うのじゃないかなと。先に理事会・評議員会でいろいろな逐一そういう報告をされて、こういう形で新聞発表しますよっていう県のスタンスも聞いて、県のほうもちょっと勇み足だったのかなって思います

けども、どうなのですかね。

町長 私の立場は評議委員という立場でありますので、経営そのものにはタッチしません。ただ、評議会では意見を言うことはできます。そういった意味で申し上げますと、今回の要するに理事会も評議会が開かれない状況で、いこいの村の方向性が要するに民間譲渡という言葉が使われていますので、これは完全に方向性を示しています。これどうしましよかっていう話ではなくて、民間譲渡と言っていますので、もう理事会・評議員会も吹っ飛ばして行ってしまったことにつきましては大変ちょっと残念ではありますけども、そのことにつきまして、私はまず最初に言ったことは、理事会・評議会を開いてくださいという申出をしました。

そこで、11月26日に、いこいの村のほうの現場で理事会・評議会を開催し、ある意味そこで改めて方向性を関係団体、県も含めてですね、民間譲渡に向けていくということで合意なされて元の振出しに戻ったという言い方したら失礼ですけど、正式な話になりました。

8 番 そういう申出があって、遅かりしと言っても11月26日に方向性という形で現在の状況の説明があったと。ここまではもう過去のことって言ったらおかしいですけども、今さら、何だかんだ言ってもしょうがないので、今の管理、今後のことについてお聞きしますけども、現在、先ほどの答弁ですと、私も関係者から聞いておりますが、11月いっぱいお客さんは入れない。12月いっぱい職員は若干残して今後の対策はしているってということなのですけども、先ほど2番目の質問にやりましたけども、避難所として今日何かあったらどんなふうに考えて町としてやられるのですか。まだ周知も何もしてない、今後の動向も不透明であるのですけども、その間の対応として、今その避難所をどんなふうに考えているのか。今、現時点で結構です。

防災安全課長 議員おっしゃるとおり、12月からは通常営業のほうは、もうしないというようなところなのですけれども、その12月の間については職員がいるというところからすると、その間が、いわゆる通常ではないのですけど避難所としての活用はまだ残されているのかなというふうに考えておりますので、その間は、今までどおりの避難所の体制で対応していきたいなというふうに考えています。したがって、1月以降に何かあったときの避難先、そういったものを、やはり

早めに対象となる地域の方々に周知をして、正式に避難所がどこになるかというようなところを案内をいたしまして、できるだけ混乱のないようなところで対応していきたいというふうに考えております。

8 番 今の管理体制は職員を一部置くっていうのは、昼間も夜間も常駐しているという解釈でよろしいですか。

防災安全課長 12月中はそういう体制でいるというような認識でおります。

8 番 財団の体力って言ったらおかしいですけども、経営困難に陥っているような状況で、どれだけ人員配置ができるかっていう、今後の負債を背負わないためにも早期の解散と民間譲渡というような形で評議員会・理事会で方向性を示されていると思うのですが、町にとっては、うちの町内にある施設であって、今そこをいろいろな用途で町としても使っているわけです。先ほどの答弁の中に、いこいの村対策会議、副町長を筆頭に立ち上げたというふうに御答弁ありましたけども、差し支えなければ、構成人員等は言えますかね。何人ぐらいで。

副町長 職員の中での会議ですので、私が座長をやっている、それから企画財政課長、総務課長、それから地域振興課長に税務課長のメンバーでございます。

8 番 今のメンバー構成聞かせていただきまして、町とすれば、各課もほとんどの課が連携しているか、何らかの形で関与していると思うのですが、今後はその中で情報提供なり、その会議に必要であればまた参加してもらいながら進めていかれると思うのですが、立ち上げてから今日までに会議何回されましたか。

副町長 現在は、2回実施しております。ただ、対策会議ではありますけれども、町は関連、非常にしているわけです。ただ、いこいの村をどうするか、この民間とのどうするかという方向は、あくまでも神奈川県と、それからいこいの村と、それからもう1つは労福協とで、私どもの大井町と全体的に考えていかなければ方向が出ませんので、ここまでの対応は、情報をまず共有して次の情報をどうやって取るかとか、次に行動をどうするかというような面を重点を置いて会議をしております。

8 番 今、2回の会議では情報収集を主にされているということなのですが、こういう状況下なので、こうなったときには、特に今防災なんて特にそうなのですが、おいおい考えていくとか状況を確認してからやっていくっていうのじ

や、ちょっと後手になるのじゃないかなと思うのですが、その辺のところをこういう状況を踏まえたらこうだっていう、そういう対策会議でなければいけないと思うのですが、今言ったメンバーの中で以外にももちろん税務課なり会計室なり、いろいろなところが関連してくると思うので、もし、いこいの村さんがなくなったらこれだけ困るのだからってというのは自分の課としてはあると思うのですよ。水道だってそうですよね。いろいろなところが関係あると思うので、その辺のところの抽出しながら、もう早急に。結果が出てから考えるのじゃなくていろいろなパターンを考えて、いろいろな対応策を考えていくってというのが対策会議じゃないかなと思うのですが、今後も期待するとして、今一番心配しているのは、防災の安全管理体制。今、今月いっぱいは何らかの形で残るということなのだと思いますが、来年の1月以降ですね、財団がやるものなのか、出捐金出した大井町、県、いろいろなところで協力して知恵を出し合って譲渡先に何か決まるまでの間も、大井町はこの施設としてあるわけですから、あそこが無人になるようなことの懸念というのは大丈夫ですかね。

地域振興課長

やはり、地域にとって非常に重要な宿泊施設でございますし、あそこが無人となって、いつ何時誰か分からない方が侵入することも想定されます。町としては、やはり地域の環境、こういったものをしっかり確保していく必要があるということで、神奈川県、そして、いこいの村あしがら、あと労福協のほうには、今後の1月以降の管理体制をどうしていくか、これを喫緊の課題として調整を進めていこうということでお話をさせていただいておるところでございます。1つには、議員おっしゃるとおり、財源をどう確保するかというような大きな焦点となってくるとは思いますが、その辺も時間がない中ですので、早急に調整をして前に進めていきたいというふうなところでございます。

- 8 番 御答弁ありがとうございましたとおり、開ければ開けるほど逆に負債が生じちゃうから閉じます。でもその間、あそこは無人になって防犯防災上も絶対空き家にしてもらったら地元としても大井町としても、逆に災害が起こらなくてもあそこに侵入者があつたりしての不安とかあると思います。町の責任においても、逆に、先の町長の答弁で、いこいの場、観光拠点、避難場所と非常に重要な施設だという認識を持たれているということなので、町が責任を持ってとは言いません。町が買い取れとも言えないのですが、施設の存続は大井町にとって非常に

重要だと考えているということなので、今後の調整を一生懸命やっていただくということで、私個人的にも意見として述べさせていただきたいと思います。

またその中で、先ほど言った避難所、いこいの村だけじゃなくて、全体の見直しはどうかということなのですが、あそこ、いこいの村がなくなったら答弁では相和小学校しか考えられないかなという御答弁ありましたけども、以前から言っているように、民間施設を使う避難所というのは全国でまれですよと私も一般質問でも言ってきたと思うのです。今後見直すのにしても、その周知期間、決めたとしても、その柳、高尾、赤田地区に対しての今の避難所、まだしばらくはそこでいいですよっていうからいいですけども、もしそれが相和小学校にするにしても、いろいろな周知期間、いろいろな時間が必要になってくると思いますので、この辺のところは、ただ発表すればいいだけでなく、もっとその親切な流れっていうか、自治会長にも説明も必要だろうし、いろいろなことが必要になってくると思うのですけども、その時間的なタイムラグも含めて、早期の検討をしていっていただきたいと思います。

それ以外に、相和小学校だけじゃなくて、今日午前中にも同僚議員の質問があって、また明日からも同僚議員の質問ありますけども、今このコロナ禍の中で単独の風水害だけとか、一次災害ってなくて、混合的ないろいろなことが絡んだ避難所運営というのが必要になってくると思うのですけども、そういうところを踏まえて、何でも避難所だけが避難する場所じゃないよと。自宅避難なり一時避難場所なりも考慮した中で、それこそ町長が言う協働推進課で各自治会との意見交換とか、それも含めて必要じゃないかと思うのですけども、町長の見解はどうでしょうか。

町長 議員おっしゃるとおりだと思います。避難所の件は先ほど私の答弁の中でも相和小学校しか考えられない、広域的にはそうだろうということで、今現在考えております。そして、その周知にも混乱がないようにしっかりと早めに、そして特に地元の方々にはしっかりとお話して徹底していかなければいけないと思います。その前提となるいこいの村もどのような状況になるか全く不透明な状況ではありますが、先ほどの御質問の中にありましたように、町といこいの村と、それと県と労福協と含めた中で鋭意検討しておりまして、民間譲渡に向けての方向性もありますので、しっかりと検討しながら、町として大変重要な施

設でありますので、またそこに廃墟になる状況になってしまうのが一番困りますので、例えば、誰も夜はいられないようにしたら、業者といますか警備会社に依頼するとか、そういった方法を取らざるを得ないかなと思っております。それにはお金もかかりますが、またそういった面で皆様の御理解、御協力をお願いできればありがたいと思っている状況であります。

8 番 町長に前向きな答弁いただきました。この件については、今後の動向がまだ不透明なもので、見守っていくしかないのかなと思いますけど、町としてできることは、とにかく進めていっていただきたいと思います。

次の、2番目の大井町が作っているポスター版ってありましたね。被害想定、川音川の被害想定は30年の7月にできて、そのあとの一般質問でおいおいやっていきますということだったのですけども、その間に先ほどの答弁であったとおり、県の急傾斜地のイエローからレッドのする指定が、調査が始まったから、それを踏まえて町のポスター版のマップは出そうという答弁を私も聞いておりますが、県の現地調査、今、上大井とか根岸上とか相和地区に限ると思うのですけども、このレッドゾーンの指定についての調査はもう終わっていると思います。県の基礎調査結果の公表はいつって県のほうから聞いておりますでしょうか。

防災安全課長 公表の時期は、年内12月を予定しているというように聞いております。

8 番 県のほうにも確認しました。確かに年内には発表したいという意向ですが、ちょっと仕事の遅い県の仕事なので、はっきりその12月で終わるかどうかわかりませんが、目安としては今年中に公表して、そうすると、今この流れがあるのですけども、公表してから約半年ぐらいで町のほうに意見照会とかなんかあって、最終的に区域指定が起こる。先ほどの答弁で令和3年度中を目安にポスター版のマップを作りたいということですが、これは県の動向だけを見ていると、令和3年中にできるかどうかちょっと心配なのですけども、ただそれを待たずに、いろいろなポイントポイントで先ほどのいこいの村もそうですし、このレッドゾーンにしてもそうですし、ある程度のところまでできたときには、いろいろな周知手段を使って広報していくべきだと思いますが、それが町のほうはどうでしょうか。

防災安全課長 議員おっしゃるとおり、本来であれば、いろいろそういったハザード系の情

報が出されたときに、改定もしくは新たなマップ、そういったものを作って皆さんにお届けするのが理想なのかなというふうに思っているところなのですが、町といたしましては、町長答弁にもございましたとおり、まずはそういった何種類もハザードマップを作るというようなものよりは、1枚である程度が網羅できる、そういった使えるマップのほうが災害時には有用であろうというところ、今作っておるマップについては土砂と洪水が一緒になったようなものを作らせてもらったというところがございます。

したがいまして、今回の川音川の浸水想定区域についても、目前に当時はレッドゾーンの指定というところも予定がありましたので、そこをじゃあ待って新しいマップを作ろうというところでおったのですけれども、そのレッドゾーンの指定がなかなかちょっと進まなかったというところ、川音川の浸水想定区域だけがマップとしてなくて、そういった時期が長くなってしまったというところは、こちらとしても何か手を打たなければいけなかったのかなというところが反省するところがございます。

ただ、そういったところも踏まえて、ホームページ等では県の出している区域図、そういったところが見られるような環境づくりには努めさせてもらったのですけれども、そういったところがちょっと足らなかったのかなというふうなところは反省をしなくてはいけないところかなというふうに思います。

- 8 番 関連して3つ目の質問になるのですが、前回全協で教育総務課長のほうから説明があった上大井小学校南棟2階の垂直避難の関係、これ3つ目に書いたのですが、あれは別予算で上から電源2階以上に引くって言われたのですが、くしくも今日の神奈川新聞に、実はハザードマップの浸水区域に基幹病院の上病院の発電機室が地下1階にあって、そこを県下の中での基幹病院で、そこだけ上病院が遅れていたということで、今日の神奈川新聞の裏の2面に載っていたと思うのですが、それも上の上層階に上げなくちゃいけないというその辺もあって、町としては電源については、この前、屋上から引く張るということなのですが、先ほどの答弁で説明した、大井高校の外周を含めて、そこに避難して何日間そこにいるか分からないのですが、何かそこにそういう必要な資材が置ける施設ができないかということで、これも新聞発表なのですが、11月5日にビル内の避難場所の補助整備事業ということ

で、この前と違う国交省の補助金100億にて、自治体が所有する工業施設でも該当するよってというのは詳細は分かりませんが、そういう文面が読み取れたので、もし今大井町の財政だけでやっていくっていうのも無理なんで、県・国のそういう補助金があれば、そこも含めて活用して、できればそこに何らかの形をつくっていったらいいかなと思います。時間の関係で、答弁は結構です。

最後に、湘光中学校のナイター設備についてですけども、利用状況、先ほど教育長のほうから御説明ありました。若干増えているという御答弁があったんですけども、私は実際40年間体協でソフトテニスをやってきた自分とすれば、その当時から比べると、あの当時、もうだから41年前にできた施設ですね。30年前に一部改正されたと今、回答があったんですけども、今のお話、当時は町民総スポーツで、予約取るのも大変なぐらいな時期だったんですけど、今とすると、今の回数とか件数述べられましたけども、本当にこれが利用日数が多いという解釈を持っておられますか。課長でも教育長でも結構ですけども。

生涯学習課長 鈴木議員が言われる以前の利用に比べれば、利用については多いというものではないんですけど、ここ2、3年の推移の中では、ほぼ横ばいというような形であるというような状況であります。

8 番 ここ数年が横ばい、示された教育長の資料は3年前からです。私、手元で調べたところ、例えば、テニスコートに関してじゃないにしてもグラウンドで年間220から30日の開放日があるのですよ。先ほどの答弁で、毎年25日とか15日とか、33日とかそういう答弁で、二百三十日、四十日ある中で多い、これを少し伸びてきたっていうそういう解釈。もうちょっと遡りますと、テニスコートに関しては5年前、1件ですよ、27年。1件7名です、私の調べた資料では、28年、ゼロ件です。そこから比べれば増えているという解釈ですよ。でも全体として開放日の1割に満たないとかっていうことであれば、その対策は町としてされたのですか。

生涯学習課長 近年では、令和元年度の2月に規則改正を行いまして、年間利用できるように以前は4月から11月までというような形でやっていたけど、通年できるようにし、体育館の休館日を除く毎日のような形で改正をしています。

また、過去にはフットサルなどで利用できるようにグラウンドの使用料も全面のみの設定をしていましたが、使用料を半額にした半面を追加した中で、フ

ットサルにも対応できるような感じで利用促進を図っているところがございます。

教 育 長 今議員御指摘の点ですけれども、いわゆる私も以前はソフトボール盛んなときは使って、自治会等で参加したことございますけれども、近年、いわゆるスポーツ全体の関心度というのは低くなっているのかなと。これは単にナイターの施設だけではなくて、議員御案内のとおり、様々な事業に生涯学習課、スポーツ事業をやっておりますけれども、そこへの参加率も非常に少なくなっていくと。全体的なところの中でどうしていったらいいかっていう課題は持っております。なおかつ、ナイターについてのそのテニスコートについては増加しておるといふことで先ほど答弁させていただいたところがございますけれども、こちらのほうも、やはり利用の団体ができてきている中で、若干増加しているというふうな近年の傾向でございます。

8 番 時間もないのでね、ここ改修予定があるということなので、そこら辺もよく精査していただいて、そこを直して使ったほうがいいのか、先ほど最後の答弁である山田グラウンドに、せめてオムニコート4面のところに利用価値を、それで今さっき言った、いこいの村がどうなるか分からない。あそこの夜間、結構利用者あったのです。今在住勤しか使えない大井町の施設よりは、山田総合グラウンドにナイター施設があればということで、今一番の問題は財源確保の問題なのですけれども、ニーズや費用対効果が検討され、早期に対応していただくよう考え、質問を終了いたします。

議 長 以上で、8番議員、鈴木磯美君の一般質問を終わります。

続いて、通告5番、4番議員、和田紀昭君。

4 番 通告5番、4番議員、和田紀昭です。

通告に従いまして、「1、G I G Aスクール構想における今後の展望について」、「2、生活支援体制整備事業の取組について」の2項目を質問いたします。

大項目の1項目めは、我が国では2019年12月に、G l o b a l a n d I n n o v a t i o n G a t e w a y f o r A l lの略で、G I G Aスクール構想として小学校の児童、中学校の生徒1人に1台のPC端末と、全国の学校に高速大容量の通信ネットワークを整備し、多様な子供たちに最適化され